

電波利用環境委員会報告(案)概要

～CISPRの審議状況及び上海会議対処方針について～

令和元年8月22日
電波利用環境委員会
CISPR F作業班

重点審議事項（ワイヤレス電力伝送システム（WPT）の検討）

- 電気自動車等(EV)・マルチメディア機器・家庭用電気機器等を簡便に充電する手段であるワイヤレス電力伝送システム(WPT)について、近年、実用化や国際標準化に向けた取組が活発化。
- CISPRにおいては、WPTから発せられる漏えい電波が既存の無線設備に妨害を与えることのないよう、B小委員会（EV用WPT）、F小委員会（家庭用電気機器用の誘導式電力伝送（IPT）機器）及びI小委員会（マルチメディア用WPT）において、それぞれ検討が行われている。
- 我が国は、検討のために設立されたアドホックグループにおいてリーダーを務めるなど、審議を主導。

F小委員会：家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定

1) 審議状況

- 現行規格の適用対象である電磁誘導加熱式（IH）調理器の定義を、家庭用電気機器用の誘導式電力伝送（IPT）機器を含めるように拡大し、その許容値及び測定法の検討が行われている。
- 平成30年CISPR釜山会議において、IPT機器に適用する許容値を新規に作成する場合にはCISPR TR16-4-4に従って検討する必要があるという意見提案があり、今後の審議の進め方についての検討が行われた。結果として、現在進めているIPT機器の審議は許容値の変更なしでそのまま進める一方、30MHz以下の磁界許容値については別途審議を行うことが確認された。

2) 対処方針

- 平成25年オタワ会議において我が国から提案し立ち上がったタスクフォース（TF-IPT）での審議以来、我が国より提出した多くの意見が採用されている。CIS/F/767/CDV、CIS/F/768/CDV、CIS/F/769/CDVの各CDVにおいても、動作条件についての我が国の意見が採用されており、これを支持する方針で対処する。

【主なトピック】 主な審議状況及び対処方針(F小委員会)

F小委員会：家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定

CISPR14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第1部エミッション」の改定

1) 背景と課題

家庭用電気機器は従来、あまり複雑な回路は使用しないことから、300MHzを超える高周波域での妨害波発生の懸念は少なかった。近年のあらゆる電気製品の高度化・高周波化の波及、特に家庭用電気機器においては省エネ化のニーズに応えた高機能化が進み、電気回路の高周波化が進んでいる。

これに対応して、第5版で1000MHzまでの許容値が導入された。しかしこれでも十分ではないという指摘があり、更に高周波域の許容値を導入することを検討している。

2) 審議状況

第6版修正1の検討項目4：その他として検討が進んでいる。最も大きな変更点として、6GHzまでの許容値の導入が提案され、これまでの審議で基本的な合意が得られている。それ以外にも、動作条件の見直し・追加や定義の見直しなどが多く含まれており、上海会議ではCDVに対して提出された意見を踏まえ検討が行われる。

3) 対処方針

6GHzまでの許容値の導入について、今後の家庭用電気機器の更なる高度化・高周波化を見据え、本提案を支持する。

一方で、同じ検討項目内で多くの定義の変更や動作条件の変更が提案されているため、各国コメントを確認し、適切な規格となるよう必要に応じて対処する。

家庭用機器等の変化

